

## 第5回 半田市立半田病院・常滑市民病院統合会議

### 次 第

日時：令和5年1月12日（木）

午後1時～

場所：半田市役所 庁議室

#### 1. 議事

(1) 診療機能分担（案）について：資料①～③

(2) 地方独立行政法人知多半島総合医療機構の定款及び評価委員会について  
： 資料④～⑦

#### 2. その他

半田市立半田病院・常滑市民病院統合会議 委員名簿

職	所 属・役 職	氏 名
会長	愛知県半田保健所長	柴田 和顯
副会長	愛知県知多保健所長	坪井 信二
委員	名古屋大学医学部附属病院長	小寺 泰弘
委員	半田市医師会会長	竹内 一浩
委員	知多郡医師会常滑市医師団代表	須知 雅史
委員	半田市長	久世 孝宏
委員	常滑市長	伊藤 辰矢
委員	半田市立半田病院長	渡邊 和彦
委員	常滑市病院事業管理者 職務代理	野崎 裕広

## 診療機能分担（案）について

令和3年度までの半田市立半田病院・常滑市民病院統合会議等において、地方独立行政法人化及び経営統合後の（新）半田病院、（新）常滑市民病院の診療機能分担（案）を協議してきましたが、下記のとおり変更したいものです。

### 1. 診療機能分担（案）における課題

適正かつ効率的な診療機能分担を行うため、また国が示す「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」における「役割・機能の最適化と連携の強化（機能分化・連携強化）」を踏まえ、両病院の診療機能分担の協議を進めてきました。

そのうち救急機能・外科診療機能については、（新）半田病院に機能集約することになっておりましたが、それにより（新）常滑市民病院において下記の施設認定等の要件を満たさなくなり、経営や医師確保などに影響を及ぼすこととなるため、その対応を検討する必要があります。

#### 【該当の施設認定等】

##### ① 特定感染症指定医療機関の認定

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、これまで確認されていない未知の感染症の患者の入院・治療を担う医療機関として厚生労働省が認定した医療機関。

＜該当施設基準（抜粋）＞

- ・内科、小児科、外科を有し、常勤医がいること。
- ・重症の救急患者に医療を提供する体制が常に確保されていること。

##### ② 基幹型臨床研修病院の指定（臨床研修医の受け入れ）

臨床研修を実施する医療機関として都道府県知事の指定する病院等のうち、他の病院等と共同して臨床研修を行い、その全体的な管理・責任を有する病院。

＜該当指定基準（抜粋）＞

- ・救急医療を提供していること。

※外科の症例数に関する基準は、（新）半田病院を協力型臨床研修病院とすることで指定基準を満たす予定。

### ③地域包括ケア病棟の基準（診療報酬）

急性期治療を経過し、病状が安定した患者に対して在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う病棟。

＜該当基準（抜粋）＞

- ・医療計画に記載されている第二次救急医療機関であること。

または

- ・救急病院等を定める省令に基づき認定された保険医療機関であること。

## 2. 診療機能分担（案）の変更

（新）常滑市民病院において前述した施設認定等の維持をするためには、救急機能（救急告示医療機関）・外科診療機能が必要となることから、下記のとおり診療機能分担（案）を変更します。

※詳細は、別添資料②、③のとおり

区分	病院	【変更前】診療機能分担（案）	【変更後】診療機能分担（案）
救急	半田	現状の診療機能を維持	現状の診療機能を維持 ※常滑の2次救急病院群輪番制当番分を受入れ
	常滑	平日日中（8:30～17:15）は受入【Walk inのみ】	平日日中（8:30～17:15）は受入【救急搬送、Walk in】 ※救急告示医療機関
外科	半田	救急治療（緊急手術）、下記以外の予定手術	現状の診療機能を維持
	常滑	胆石・こう門・ヘルニア等の予定小手術、術後ケア	現状の診療機能を維持

なお、救急搬送の受入れ時間、病院群輪番制の変更は、地域医療圏の合意が必要となるため、知多地域第2次救急医療対策事業連絡協議会、知多半島構想区域地域医療構想推進委員会等に報告・承認を得ることとし、引き続き（新）常滑市民病院は救急告示医療機関とします。

診療機能分担（案）

○は実施する、△は状況により実施する、×は実施しない事項。

No	診療機能等	協議結果		
		(新) 半田病院	(新) 常滑市民病院	統合後の方針(案)
1	日中(8:30～17:15)救急の受入	○	△○	
2	救 夕方(17:15～22:00)救急の受入	○	×	原則、半田病院に集約。ただし、常滑市民病院へのWalk-inは、平日勤務に限り、可能な範囲で対応。
3	急 夜間(22:00～8:30)救急の受入	○	×	地域医療圏の合意が必要。
4	休日救急の受入	○	×	
5	夜 臨床検査技師の夜間体制	二交代	検討継続	(新) 常滑市民病院の入院患者のデータを確認し、夜間を当直か呼び出しか決定する。
6	間 診療放射線技師の夜間体制	二交代	呼び出し体制	(新) 常滑市民病院の入院患者の急変は可能な範囲で対応。不可能な場合は（新）半田病院へ搬送。
7	体 臨床工学技士の夜間体制	二交代	呼び出し体制	
8	制 薬剤師の夜間体制	二交代	×	
9	手 緊急手術対応(救急受付に係るもの)	○	△○	常滑市民病院へのWalk-inは、可能な範囲での対応にとどめ、不可能な場合は半田病院へ搬送。
10	術 緊急手術対応(病棟急変に係るもの)	○	△○	常滑市民病院の入院患者の急変は可能な範囲で対応。不可能な場合は半田病院へ搬送。
11	予定手術対応	○	○	
12	病理検査	○	○	(新) 常滑市民病院での術中検査は今後検討。
13	解剖	○	○	
14	臨 細菌（微生物）検査	○	○	
15	床 血液検査	○	○	
16	検 生化学検査	○	○	
17	査 生理検査	○	○	
18	業 免疫検査	○	○	
19	務 輸血検査	○	○	
20	尿検査	○	○	

診療機能分担（案）

○は実施する、△は状況により実施する、×は実施しない事項。

No	診療機能等	協議結果	
		(新) 半田病院	(新) 常滑市民病院
		統合後の方針(案)	
21	一般撮影	○	○
22	マンモグラフィー	○	○
23	歯科パノラマ撮影	○	○
24	骨密度検査(DEXA)	○	○
25	放 射	○	○
26	OP室ポータブル撮影	○	○
27	線 病棟ポータブル撮影	○	○
28	科 CT撮影	○	○
29	業 MRI撮影	○	○
30	務 透視撮影	○	○
31	対外衝撃波結石破碎(ESWL)	○	×
32	健診腹部超音波	×	○
33	血管造影検査(アンギオ)	○	○
34	回復期リハビリテーション	×	○
35	脳血管疾患等リハビリテーション	○	○
36	運動器リハビリテーション	○	○
37	呼吸器リハビリテーション	○	○
38	心大血管リハビリテーション	○	○
39	がん患者リハビリテーション	○	○
40	外来リハビリテーション	×	○
41	訪問リハビリテーション	×	○

カテーテルはすべて(新)半田病院。(新)常滑市民病院のアンギオは更新時に必要な機能を満たす装置(シングルルーメン)とする。

急性期(新)半田病院、早期に(新)常滑市民病院へ

急性期(新)半田病院、早期に(新)常滑市民病院へ

COPDなど慢性疾患(新)常滑市民病院

(新)半田病院は入院・外来心リハ、(新)常滑市民病院は入院心リハのみ

緩和は(新)常滑市民病院でR7年以降に検討

心リハ以外の外来は(新)常滑市民病院に紹介

診療機能分担（案）

○は実施する、△は状況により実施する、×は実施しない事項。

No	診療機能等	協議結果		
		(新) 半田病院	(新) 常滑市民病院	統合後の方針(案)
42	研修医受入	○	○	両病院で最大の研修医受入れができるよう努めていく。
43	化学療法	○	×	(新) 半田病院に集約する。
44	放射線治療	○	×	
45	不妊治療	×	○	
46	血液浄化センター(透析)	○	○	(新) 半田病院は入院のみ、(新) 常滑市民病院は入院も外来も行う
47	訪問看護ステーション	×	○	
48	栄養管理・指導	○	○	
49	災害対応(DMAT)	○	×	
50	災害対応(院内)	○	○	
51	健康管理センター(健診)	×	○	
52	DM教育入院	○	×	
53	各種教室	○	○	(新) 半田病院、(新) 常滑市民病院で統一
54	感染症対応(外来)	×	○	
55	感染症対応(入院)	×	○	新興感染症救急・検疫対応含む



診療科ごとの診療機能分担(案)

● 統合後も引き続き診療を行うもの  
 ○ 現在も統合後も診療を行わないもの  
 ■ 統合後に新しく診療を行うもの  
 ★ 統合後に総合診療内科で診療を行うもの  
 ▲ 引き続き検討を行うもの  
 × 統合後は診療を行わないもの

外来	(新) 半田病院	入院	病 院 名	外 来	(新) 常 滑 市 民 病 院	入 院
-	-	-	(新設) 総合診療内科	■	■	■
●	● 通常の診療	●	脳神経内科	★	★	● 回復期リハビリ
●	● 肺がん治療(放射線治療&化学療法)	-	呼吸器内科 (新設) 感染症内科	● 特殊外来(COPD等)	▲	▲ 慢性疾患(COPD等)治療 ● 特殊感染症治療含む
●	● 緊急及び通常診療・検査	●	消化器内科	● 内視鏡等の検査	●	● 健診等の検査
●	● 緊急治療(PCI)・先進不整脈治療	-	循環器内科	★	★	● 回復期リハビリ
●	● 非常勤対応	-	血液内科	×	×	×
●	● 通常の診療	●	糖尿病・内分泌代謝	★ 非常勤対応	-	-
●	● 緊急(急性期)診療・胃生検・他科の透析治療	●	腎臓内科	● 特殊外来(PD)・通院透析	●	● シャント手術・回復期・合併症透析治療
●	● 非常勤対応	●	精神科・心療内科	×	-	-
●	● 救急治療(緊急手術)・右記以外の予定手術	●	外科	● 術後女子	●	● 胆石・二重門・ヘルニア等の予定小手術
●	● 手術中心(大血管手術)	●	血管外科	●	●	● 小手術(下肢静脈瘤等)
●	● 手術	●	心臓外科	-	-	-
●	● 急性期治療全般	●	脳神経外科	×	×	● 回復期リハビリ
●	● 救急治療(緊急手術)・一部の手術	●	整形外科・リウマチ	●	●	● 回復期リハビリ・一部の手術
●	● 緊急・通常の診療(NICU/GCU)	●	小児科	●	●	▲ (平日昼間)
●	● 産科及び婦人科	●	産婦人科	● 不妊治療・妊婦健診・婦人科治療	●	● 不妊治療・妊婦健診・婦人科治療
▲	▲	▲	皮膚科	●	●	●
●	●	●	泌尿器科	×	×	×
●	●	●	眼科	●	●	×
●	●	●	耳鼻いんこう科	▲	▲	×
●	●	●	放射線科	●	●	●
●	● 急性期リハ中心(心臓リハ)	●	リハビリテーション科	●	●	● 回復期リハビリ中心
●	●	●	麻酔科	-	-	● 手術時派遣
-	●	●	病理診断科	-	-	● 電カル診断システムで対応
●	●	●	歯科・口腔外科	●	●	●
-	-	-	(新設) 緩和ケア科	▲	▲	▲



## 地方独立行政法人知多半島総合医療機構の定款及び評価委員会について

令和 7 年 4 月 1 日の半田病院・常滑市民病院の地方独立行政法人化・経営統合に向け、定款及び評価委員会規約を定める必要があり、その内容を下記のとおりとしたいものです。

なお、令和 5 年 6 月議会に定款及び評価委員会に関する議案を半田及び常滑市議会に上程する予定としております。

### 1. 定款について

#### (1) 定款とは

地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事の認可を受ける必要があります（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 7 条）。

また、定款にはその地方独立行政法人の目的、名称、設立団体、事務所の所在地、役員、業務範囲、資本金、出資及び資産に関する事項等を掲げる必要があります（法第 8 条）。

#### (2) 定款の内容【重要事項のみ抜粋】 ※詳細は別添資料⑤をご参照

- ①地方独立行政法人名は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構とする。
- ②法人の事務所は、(新)半田病院に置く。
- ③法人に役員として、理事長 1 人、副理事長 2 人、理事 6 人以内及び監事 2 人以内を置く。
- ④理事長は、半田市市長及び常滑市長が協議のうえ、半田市市長が任命する。
- ⑤副理事長及び理事は、理事長が任命する。
- ⑥監事は、半田市市長及び常滑市長が協議のうえ、半田市市長が任命する。
- ⑦理事長及び副理事長の任期は 4 年とし、理事の任期は 2 年とする。
- ⑧監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。
- ⑨病院名は、知多半島総合医療センター、知多半島りんくう病院とする。

(参考) 役員（法第 12 条、13 条）

役職	主な役割
理事長	地方独立行政法人を <u>代表</u> し、その <u>業務を総理</u> する。
副理事長	地方独立行政法人を <u>代表</u> し、定款で定めるところにより、 <u>理事長を補佐</u> し

	て地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
理事	定款で定めるところにより、 <u>理事長及び副理事長を補佐</u> して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
監事	地方独立行政法人の <u>業務を監査</u> する。設立団体の規則で定めるところにより、監査報告を作成する。

## 2. 評価委員会について

### (1) 評価委員会の位置付け

設立団体に地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、設立団体の長の附属機関として評価委員会を置くこととなります（法第 11 条第 1 項）。

評価委員会の組織及び委員、その他の職員、その他評価委員会に関し必要な事項については、規約で定めます（法第 11 条第 4 項）。

### (2) 評価委員会の主な業務

地方独立行政法人の業績評価の主体は設立団体の長に一元化されている一方で、評価の厳格性・客観性の確保等の観点から、議会の議決を要するものについては設立団体の長の附属機関である評価委員会の意見を聴くことが必要となります。

<評価委員会の主な業務>

- ・中期目標の作成・変更の際の意見（法第 25 条第 3 項）
- ・中期目標期間最後の事業年度の直前の事業年度に中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績を評価する際の意見（法第 28 条第 4 項）
- ・中期目標終了時の事業業務及び組織全般にわたる検討をする際の意見（法第 30 条第 2 項）
- ・重要な財産の処分について認可する際の意見（法第 44 条第 2 項）
- ・地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に対する意見（法第 49 条第 2 項）

### (3) 評価委員会規約【重要事項のみ抜粋】 ※詳細は別添資料⑥をご参照

- ① 委員会は、委員 6 人 以内で組織する。
- ② 委員は、医療又は経営に関し識見を有する者のうちから、半田市長及び常滑市長が協議により定めた者について、常滑市長が任命する。
- ③ 委員の任期は、2 年とする。

#### (4) 評価委員 (想定)

公認会計士、医療関係者、経済関係者、学識経験者など

### 3. その他について

#### (1) 地方独立行政法人の運営イメージについて

別添資料⑦をご参照。

#### (2) 法人及び病院の名称 (案) について (参考)

半田病院・常滑市民病院に勤務する全職員向けに実施したアンケート結果を参考に、両病院長・事務局長で構成する知多半島総合医療機構設立準備会議にて法人及び病院の名称 (案) を下記のとおり決定しました。

##### ■ 法人名称 (案)

**地方独立行政法人 知多半島総合医療機構**

##### ■ 病院名称 (案)

**知多半島総合医療センター** ※ (現) 半田病院

**知多半島りんくう病院** ※ (現) 常滑市民病院

※愛知県への申請・承認後に正式決定となります。



## 地方独立行政法人知多半島総合医療機構定款（案）

## （目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、知多半島医療圏の地域医療の中核を担い、半田市及び常滑市の医療政策として求められる急性期から回復期に係る医療を提供するとともに、地域と連携し当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

## （名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）と称する。

## （設立団体）

第3条 法人の設立団体は、半田市及び常滑市とする。

## （事務所の所在地）

第4条 法人の事務所は、半田市横山町地内に置く。

## （法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

## （公告の方法）

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

## （役員）

第7条 法人に役員として、理事長1人、副理事長2人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

## （役員職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、それらの職務を代理する。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、半田市長及び常滑市長に意見を提出することができる。

## （理事長の任命）

第9条 理事長は、半田市長及び常滑市長が協議のうえ、半田市長が任命する。

(理事長以外の役員の任命)

第10条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 監事は、半田市長及び常滑市長が協議のうえ、半田市長が任命する。

(役員の任期)

第11条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。ただし、役員（監事を除く。以下、この項において同じ。）が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任することができる。

(職員の任命等)

第12条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

(理事会の設置及び構成)

第13条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、これを招集する。

2 理事長は、理事会の構成員の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議事を経なければならない。

(1) 法に基づき設立団体の長の許可又は承認を受けなければならない事項

(2) 年度計画に関する事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第16条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(病院の名称及び所在地)

第17条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

病院の名称	所在地
知多半島総合医療センター	半田市横山町地内
知多半島りんくう病院	常滑市飛香台3丁目3番地の3

(業務)

第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療の提供に関すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 医療従事者の研修に関すること。
- (4) 医療に関する地域との連携に関すること。
- (5) 災害時における医療救護に関すること。
- (6) 病院施設の整備及び人材の確保に関すること。
- (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務に関すること。

(業務方法書)

第19条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるとおりとする。

(資本金等)

第20条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により半田市及び常滑市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、半田市及び常滑市が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として半田市及び常滑市が評価した価額により資本金を増加するものとする。

2 半田市及び常滑市からの出資に係る財産のうち、土地及び建物については、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第21条 法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は半田市及び常滑市に帰属する。

2 残余財産の分割については、半田市及び常滑市が双方協議のうえ決定する。

(委任)

第22条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表第1（第20条関係）

土地

所在地番	地積 (平方メートル)	備考
半田市横山町地内	39,615.88	
半田市瑞穂町5丁目4番地11	1,063.84	
常滑市飛香台3丁目3番3	26,263.84	
常滑市飛香台3丁目3番9	6,443.17	共有持分の割合 2分の1
常滑市新開町1丁目53番	181.81	

別表第2（第20条関係）

建物

名称	所在地番	延床面積 (平方メートル)
知多半島 総合医療 センター	病院棟	半田市横山町地内 44,315.15
	院内保育所	半田市横山町地内 303.12
	マニホール棟	半田市横山町地内 45.83
	公用車車庫棟	半田市横山町地内 59.50
知多半島 りんくう病 院	病院棟	常滑市飛香台3丁目3番地3 22,130.79
	別棟	常滑市飛香台3丁目3番地3 138.95
	マニホール室	常滑市飛香台3丁目3番地3 12.92
	立体駐車場	常滑市飛香台3丁目3番地3 7,012.96
	防災倉庫	常滑市飛香台3丁目3番地3 20.12
	資材庫	常滑市飛香台3丁目3番地3 33.35
	ボランティア休憩所	常滑市飛香台3丁目3番地3 36.66
	倉庫	常滑市飛香台3丁目3番地3 6.10
	倉庫	常滑市飛香台3丁目3番地3 6.10
	婦人科ウィメンズ センター	常滑市飛香台3丁目3番地3 669.26
	医師住宅	常滑市新開町1丁目53番 91.91



## 地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会共同設置規約（案）

令和〇年〇月〇日規約第〇号

## （設置）

第1条 半田市及び常滑市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第1項の規定により、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会を共同して設置する。

## （名称）

第2条 この地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構評価委員会(以下「委員会」という。)と称する。

## （執務場所）

第3条 委員会の執務場所は、常滑市役所とする。

## （組織）

第4条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、医療又は経営に関し識見を有する者のうちから、半田市長及び常滑市長が協議により定めた者について、常滑市長が任命する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、前項の特別の事項に関し識見を有する者のうちから、半田市長及び常滑市長が協議により定めた者について、常滑市長が任命する。

## （委員の任期等）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、前条第3項の特別の事項に関する調査審議を終了するときまでとする。

## （委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費の負担)

第8条 委員会に要する経費は、半田市及び常滑市が負担し、その負担すべき額は、半田市長及び常滑市長の協議により定めるものとする。

2 半田市は、前項の規定による負担金を半田市長及び常滑市長が協議により定める期日までに、常滑市に納付するものとする。

(歳入歳出予算)

第9条 委員会に要する経費は、常滑市の歳入歳出予算に計上するところによる。

(決算)

第10条 常滑市長は、委員会に関する歳入歳出予算についての決算を常滑市議会の認定に付したときは、当該決算を半田市長に報告するものとする。

(監査)

第11条 常滑市長は、委員会に関する会計の監査があったときは、その結果を半田市長に報告するものとする。

(委員の報酬等)

第12条 常滑市長は、委員会の委員の報酬及び費用弁償の額を決定し、又は改正する場合は、あらかじめ半田市長と協議しなければならない。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(会議の経過措置)

2 この規約の施行の日以降最初に開かれる委員会の会議の招集については、第7条第1項の規定にかかわらず、常滑市長が招集する。

(経費負担の経過措置)

3 この規約の施行の日から令和〇年〇月〇日までの期間(以下「経過措置期間」という。)中の経費の負担については、第8条第2項の規定にかかわらず、常滑市が半田市に納付するものとする。

(歳入歳出予算の経過措置)

4 経過措置期間中の歳入歳出予算については、第9条の規定にかかわらず、半田市病院事業会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算等の経過措置)

5 経過措置期間中の決算及び監査については、第10条及び第11条の規定は適用しない。

地方独立行政法人 知多半島総合医療機構 運営イメージ

